

給水装置の構造、工事材料及び
工事費の算出方法等に関する
規 定 の 細 目

令和 7 年 5 月 1 日

大 阪 市 水 道 局

給水装置の構造、工事材料及び工事 費の算出方法に関する規定の細目

制 定 昭和 33. 8. 1
最近改訂 令和 7. 5. 1

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この細目は、別に定めるものを除くほか、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号、以下「施行規程」という。）中、給水装置の構造及び材料、しゅん工検査、工事費の算出方法等に関する規定の細目について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 給水装置の構造及び材料

(給水方式)

第2条 給水方式は、直結方式又は受水槽方式とし、次の各号の1に該当する場合には、受水槽方式としなければならない。

(1) 一時に多量の水を使用する場合、又は常時一定の水圧を必要とする場合

(2) 口径100mm以上のメータを取付ける場合

(3) 給水の制限又は配水管の断水時に際し、ある程度の給水を持続する必要がある場合

(4) 薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水質に汚染を来すおそれのある場合

2. 前項第1号に規定する建物のうち、次の各号の1に該当するものについては、直結方式とすることができます。

(1) 局長が別に定める基準により、配水管水圧を利用し、給水栓まで直接給水する直結方式が可能と認められるもの

(2) 局長が別に定める基準で直結給水増圧装置を設置できるもの

(給水管及び給水用具の材質の指定)

第3条 施行規程第10条の規定により局長が定める給水管及び給水用具の材質は、別表第1に掲げるとおりとする。

(給水管の口径)

第3条の2 給水管の口径は取出す配水管の口径より小さいもので、当該給水装置の使用水量及び使用状況に適合した大きさでなければならない。

(給水管の取出し)

第4条 給水管は、原則として口径400mm未満の配水管から取り出し、給水管の口径に応じて、分水栓、サドル付分水栓、二受T字管又は割T字管を使用しなければならない。

なお、耐衝撃性硬質塩化ビニル管又は硬質塩化ビニル管（以下、耐衝撃性硬質塩化ビニル管を「H I ビニル管」、硬質塩化ビニル管を「ビニル管」という。）の配水管からの取り出しには、サドル付分水栓又はチーズを使用しなければならない。

2. 割T字管で取出した給水管口径のうち、40mm、50mm、75mm、100mm、150mmについては、分岐箇所に防食コアを取付けなければならない。
3. 内面エポキシ樹脂粉体塗装管の場合には、エポキシ管用穿孔ドリル（先端角度90度）を使用し、分岐箇所に粉体管用防食コアを取付けなければならない。
4. 鋳鉄製（ダクタイル鋳鉄管含む）の配水管からサドル付分水栓で取出した場合は、分岐箇所に防食コア（密着タイプ）を取付けなければならない。

（分水栓等の取付け）

第5条 分水栓の口径は25mmとする。

2. サドル付分水栓の口径は25mm、40mm、50mmとする。
3. 割T字管の口径は40mm以上とする。
4. 甲型分水栓は、普通鋳鉄管及び高級鋳鉄管等の場合に使用することができる。なお、サドル付分水栓は配水管（鋳鉄管）の材質を問わず使用することができる。
5. 分水栓、サドル付分水栓及び割T字管の取付間隔は、次のとおりとする。

| 名 称 | 取 付 間 隔 |
|---------|----------|
| 分 水 栓 | 0.3m 以 上 |
| サドル付分水栓 | 0.3m 以 上 |
| 割 T 字 管 | 1.0m 以 上 |

6. 鋳鉄異形管には、分水栓等を取付けてはならない。

（メータまでの間の給水管）

第6条 道路部分に使用する給水管の口径は、原則として25mm以上とする。

2. 道路部分に使用する給水管材料は水道用ポリエチレン二層管（以下「ポリエチレン管」という。）又はダクタイル鋳鉄管とする。
3. 給水管の引込み箇所を明示するために、宅地内道路際に表示ピンを設置しなければならない。
4. 口径75mm以上の給水管を道路部分に布設する場合は、大阪市水道局土木工事共通仕様書第3編「管工事」第1章「鋳鉄管布設工事」第7節「水道管の明示」に従い明示しなければならない。

（給水幹線）

第7条 給水幹線は道路又は道路に準ずる部分に布設し、かつポリエチレン管又はダクタイル鋳鉄管を使用しなければならない。

(器具との接続方法)

第7条の2 口径40mm以下はメータ用止水栓を設置し、メータ及び止水栓の前後には、ビニル管用ユニオンナットや、水道用ポリエチレン管金属継手及び可撓性のある継手を使用しなければならない。

(給水管の布設)

第8条 給水管はできるだけ水平に布設し、かつ下水、汚水ます等水が汚染されるおそれがある箇所からは遠ざけるとともに、建物の土台、又はコンクリート叩き等の下を横断する布設はできるだけ避けなければならない。

2. 配水管から給水管を取出す方向は、当該配水管を布設してある道路の境界線（取出箇所が道路の交差点にある場合は境界線の延長）までは、配水管とほぼ直角に布設しなければならない。
3. 給水管を布設する場合には、他の埋設物との間隔は0.3m以上離さなければならない。
4. 当該建築物等へ給水管を引込む場合は、当該建築物等にできるだけ近い道路から布設しなければならない。
5. 鋳鉄異形管は、切断又は変形使用してはならない。

(給水管の埋設深さ)

第9条 給水管の埋設深さは、次のとおりとする。

| 区分 | 埋設深さ | |
|---------|---|---|
| | 口径 40mm 以下 | 口径 50mm 以上 |
| 公道 | 舗装厚+0.3m以下としないこと。 (但し、0.6m以下としないこと。) | 舗装厚+0.3m以下としないこと。 (但し、0.6m以下としないこと。) |
| 私道 | 0.6m以上 | 0.6m以上 |
| 公道・私道以外 | 0.3m以上 | 0.6m以上 |

- 注：1 私道であっても公道に準ずる場合は公道の例による。
2 舗装厚とは路面から路盤の最下面までの距離をいう。
3 公道については、既設道路での基準とする。なお、都市計画法等による新設道路、既設道路の改良等での基準は、道路管理者等の定めるところによる。

(給水管の接合方法)

第10条 鉛管及び銅管は、ろう接剤又は冷間継手材を用いて接合しなければならない。

2. ビニルライニング鋼管は、樹脂コーティング管継手を用いて接合しなけ

ればならない。

3. ビニル管類は、ビニル管用接着剤を用いて接合しなければならない。
4. ポリエチレン管は、水道用ポリエチレン管金属継手を用いて接合しなければならない。
5. ダクタイル鉄管は、JWWA（日本水道協会）規格に規定する継手を用いて接合しなければならない。
6. 管種の異なった給水管を接合するときは、適切な各種ユニオン、接続管を用いて接合しなければならない。

（止水栓及び制水弁の設置）

第11条 給水装置には、止水栓又は制水弁を設置することとし、その設置基準は別図第1のとおりとする。

2. 給水器具のうち、湯沸器、ウォータークーラー、製氷機等を給水装置に取付ける場合には、それら流入口側に止水器具を設置しなければならない。
3. 制水弁取付部には別表第1異形管類（鉄管用）に定める短管を使用しなければならない。

（メータの取付け）

第12条 メータは、使用水量及び使用状況により別表第2から口径及び種別を選定しなければならない。ただし、口径は給水管と同口径若しくはそれ以下とする。

2. メータの設置は、施行規程第26条第1項で定める外、乾燥し、かつ損傷のおそれのない場所で水平に設置しなければならない。
3. メータの取付け部において、メータ用伸縮継手、フレキシブル継手、メータ用止水栓及び短管を使用する場合には、別表第1に定める材料を使用しなければならない。

（給水管の保護措置）

第13条 埋設する給水管の周囲は、良質な土砂をもって埋戻し、給水管を保護しなければならない。

2. 露出する部分の給水管及び屋内であっても凍結のおそれのある給水管は適当な保護材及び防寒材で被覆しなければならない。
3. 給水管の露出部分が1.0m以上に及ぶときは、たわみ、振動等を防ぐため適当な間隔で、つかみ金物その他を用いて建物等に固定しなければならない。
4. 電食又は酸アルカリ等によって腐食するおそれのある場所においては、耐食性のある給水管を使用する又は防食テープを巻く等、防食のため適切な措置を講じなければならない。また、給水管分岐箇所並びに分岐撤去跡にはポリエチレンスリーブにより配水管を含め被覆しなければならない。
5. ポリエチレン管は、ガソリン、クレオソート、塗料などの有機溶剤を含

むものに侵されるおそれのある場所へ使用してはならない。

6. 給水管の曲管部又は管末部で接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いる又はコンクリートで保護する等、適切な措置を講じなければならない。
7. 河川、下水開きよ又は軌道敷等を横断して給水管を布設する場合は、それぞれの管理者の指示若しくは管理者との協議にしたがって施工するものとする。
8. 給水管には、水撃作用によって管に損傷を与えるような給水器具を直結してはならない。
9. 不等沈下等が起こるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手その他を用いなければならない。
10. 給水管に過大な流速が生じ、メータ等が損傷するおそれのあるときは、定流量弁を使用する等、適切な保護を講じなければならない。

(止水栓、メータ等の保護)

第14条 止水栓、制水弁、メータ及び地下式消火栓は、給水装置材料共通仕様書に定めるボックス類を使用して、別図第2により保護しなければならない。

(逆流防止措置等)

第15条 受水槽、プール、台所流し、その他水を入れ又は受ける器具及び施設等に給水する場合は、落し込みとし、吐水口と越流面との位置関係は次のとおりとする。

- (1) 口径が25mm以下のものについては、次表による。

| 口径の区分 | 近接壁から吐水口の 最下端中心までの水平距離 | 越流面から吐水口の 最下端中心までの垂直距離 |
|----------------|---------------------------|---------------------------|
| | B | A |
| 13mm以下 | 25mm以上 | 25mm以上 |
| 13mmを超えて25mm以下 | 40mm以上 | 40mm以上 |
| 20mmを超えて25mm以下 | 50mm以上 | 50mm以上 |

注 ア) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端中心までの垂直距離は50mm未満であってはならない。

イ) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端中心までの垂直距離は200mm未満であってはならない。

ウ) 上記ア) 及びイ) は、給水用具の内部の吐水口空間には使用しない。

- (2) 口径が25mmを超える場合にあっては、次表による。

| 区分 | 壁からの離れB | 越流面から吐水口の 最下端までの垂直距離 |
|----|---------|-------------------------|
| | | 離 |

| | | | A |
|-----------------|------------------|------------|---------------|
| 近接壁の影響がない場合 | | | 1.7d' + 5mm以上 |
| 近接壁の影響 がある場合 | 近接壁 1面 の場合 | 3d以下 | 3.0d'以上 |
| | | 3dを超える5d以下 | 2.0d' + 5mm以上 |
| | | 5dを超えるもの | 1.7d' + 5mm以上 |
| | 近接壁 2面 の場合 | 4d以下 | 3.5d'以上 |
| | | 4dを超える6d以下 | 3.0d'以上 |
| | | 6dを超える7d以下 | 2.0d' + 5mm以上 |
| | | | 7dを超えるもの |

注 ア) d : 吐水口の内径 (mm) d' : 有効開口の内径 (mm)

イ) 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をdとする。

ウ) 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

エ) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は50mm未満であってはならない。

オ) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は200mm未満であってはならない。

カ) 上記エ) 及びオ) は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

2. 大便器等に給水管を直結する場合は、有効な真空破壊装置を備えた、フラッシュバルブ又は便器を使用しなければならない。

3. 給水器具で逆流のおそれのあるものは、有効な真空破壊装置等適切な逆流防止措置を備えた場合のほか給水管に直結してはならない。

4. 散水栓及び地下式消火栓等を地中に設置する場合は、そのボックス内に適当な水抜き装置を設けなければならない。

5. 同一敷地内に給水装置と地下水処理水、工業用水、排水再利用水、雨水利用水等の当該給水装置以外の水管を設置する場合は、メータの下流側に逆止弁を設けることが望ましい。

(受水槽の構造等)

第16条 受水槽の構造は、建築基準法施行令第129条の2（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）第2項及び給排水設備技術基準（建設省告知、第1597号（改正 昭和57年建設省告示第1674号））並びに大阪市給排水設備の構造と維持管理に関する指導基準に基づくほか、次の各号について特に留意すること。

(1) 水密性で、汚水の逆流がなく、清掃が行いやすく、かつ水質に悪影響を与えないこと。

(2) 越流管及び警報装置（満水及び減水）を設けること。

(3) 受水槽は1階又は地階に設置すること。

2. 受水槽への給水口の流入側には、止水器具を設けなければならない。

3. 受水槽への給水状態等の確認並びにポンプの故障等による断水時に対応するため、受水槽への流入口には給水栓等を設けなければならない。

4. 受水槽の有効容量は、当該給水装置の1日当り使用水量の0.5日分を標準とする。

(撤去工事)

第17条 配水管から取出した給水管を撤去する場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 分水栓を使用しているものは、分水栓止め。
 - (2) サドル付分水栓を使用しているものは、サドル付分水栓用キャップでキャップ止め。
 - (3) 割T字管を使用しているものは、原則、制水弁（簡易バルブ含む）の二次側において撤去するものとし、割T字管（外ネジ型）はサドル付分水栓用キャップでキャップ止め、割T字管（法兰ジ型）は法兰ジ栓止めとする。なお、制水弁不良等により二次側でキャップ止め又は法兰ジ栓止めが出来ない場合や配水管がダクタイル鋳鉄管（耐震継手）の場合は、原則として割継ぎ輪により撤去するものとする。
 - (4) 二受T字管や法兰ジT字管を使用しているものは、原則、制水弁の二次側で法兰ジ栓止めで撤去するものとする。なお、制水弁不良等により二次側で法兰ジ栓止めが出来ない場合や配水管がダクタイル鋳鉄管（耐震継手）の場合は、制水弁の一次側において栓止め等で撤去するものとする。
2. ビニル管又はH.I.ビニル管の配水管から取出した給水管を撤去する場合は、次の各号によるものとする。
- (1) サドル付分水栓を使用しているものは、サドル付分水栓用キャップでキャップ止め。
 - (2) チーズを使用しているものはキャップ止め。
3. 給水管から取出している給水管を撤去する場合は、撤去箇所を栓止め、キャップ止め又はろう接剤止めとしなければならない。

(施工上の特例)

第18条 工事の施工技術上やむを得ず第2条から第17条までの規定により難いときは、特に局長の許可を得て第2条から第17条までの規定によらないことができる。

第3章 しゅん工検査

(しゅん工検査)

第19条 施行規程第15条第3項に規定する検査は、次の各号に掲げる事項について行う。ただし、局長がその必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 現地の状況

道路及び関連給水装置等について、しゅん工図面との照合

(2) 施行状況

給水管の管種、口径、延長及び器具類の位置について、しゅん工図面との照合並びにメータ、止水栓の取付状況及び逆流防止措置について

(3) 施行方法

給水管の埋設深さ、接合方法及び保護措置について

(4) 使用材料及びその検査証印の確認

(5) 水圧試験

(6) 水質検査

(7) その他局長が必要と認める事項

2. 工事しゅん工後、前項の検査ができないときは、その都度検査を受けなければならない。

3. 第1項の規定は、市の施行した工事についても準用する。この場合において、第1項第1号中「しゅん工届」とあるのを「給水装置工事設計書」と読替えるものとする。

第4章 工事費の算出方法

(設計費)

第19条の2 施行規程第20条第1号【第18条第1号】に規定する労力の算出歩数は、別表第3に掲げるとおりとする。また、給水装置工事設計を請負に付した場合の費用については受注者に支払う金額とし、別途算出する。

2. 施行規程第20条第1項に規定する職員の1日当りの賃金は、別表第4に掲げるとおりとする。

(材料費)

第20条 施行規程第20条第2号【第18条第2号】に規定する材料単価額は、「管路資材等価格調査報告書」、市場単価の順で適用する。

(労力費)

第21条 施行規程第20条第3号【第18条第3号】に規定する労力費算出歩数は、別表第6及び別表第7に掲げるとおりとする。

2. 施行規程第20条第3号に規定する配管工及び土工の賃金の額については別表第8に掲げるとおりとする。

(道路復旧費)

第22条 施行規程第20条第4号【第18条第4号】に規定する単価額は、別途算出する。

(道路仮復旧費)

第23条 施行規程第20条第5号ただし書に規定する道路掘削跡仮復旧費は、

別途算出する。

(給水装置の修繕費用)

第24条 施行規程第21条第1項【第19条第1項】に規定する給水装置の修繕に要した費用の材料費、労力費及び間接経費の合計額とする。材料費は、「管路資材等価格調査報告書」、市場単価の順で適用し算出する。労力費は、別表第12により算出する。

間接経費は材料費と労力費の合計額に監督料、損料、事務費のうち該当するものの率を乗じて算出すること。また、工事を請負に付した場合の費用については、宅地内給水装置等修繕工事、給水装置修繕工事、配水設備修繕工事の当該項目で算出する。なお、第三者破損等に伴う給水装置の修繕費用の算出方法は別に定める。

2. 前項に規定するもののほか特別の費用を要するときは、別途算出する。

(給水装置の工事費用及び配水管の断水、洗浄排水費用、事務検査費等)

第25条 給水条例第16条第2項【第13条第2項】に規定する特別の費用の算出については、次の各号によるものとする。

(1) 給水装置工事を請負に付した場合の費用

受注者に支払う金額とし、別途算出する。

(2) 配水管の断水や洗浄排水を要するときの単価額

別表第13に掲げるとおりとする。

(3) 事務検査費

大阪市建設局「受託道路工事費用負担要綱」第1項第1号により算出する。

2. 前項各号に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときには、別途算出する。

(消費税等相当額)

第26条 工事にかかる消費税等相当額は、第19条の2、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条(1)、(2)の合計額に消費税率及び地方消費税率を乗じて算出する。

※【】内は、工業用水道給水条例または、工業用水道給水条例施行規程を指す。

附 則

この細則は、昭和33年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和38年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和39年5月15日から施行する。

附 則

1. この細則は、昭和42年5月1日から施行する。

2. この細則の際、既に登録をしている業者の登録については、局長が別に定める。

附 則

この細則は、昭和44年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和45年9月24日から施行する。

附 則

1. この細則は、昭和47年12月1日から施行する。

2. この細則は、施行の日の前日までに申込まれた工事及び修繕、または申請された材料の登録及び検査については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、昭和48年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和49年7月10日から施行する。

附 則

この細則は、昭和50年2月6日から施行する。

附 則

この細則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和50年7月2日から施行する。

附 則

この細則は、昭和51年5月20日から施行する。

附 則

1. この細則は、昭和52年4月1日から施行する。

2. この細則は、施行の日の前日までに申込まれた工事及び修繕については、なお従前の例による。

3. 略

附 則

この細則は、昭和53年1月6日から施行する。

附 則

1. この細則は、昭和53年6月1日から施行する。

2. この細則は、施行の日の前日までに申込まれた工事及び修繕については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1. この細則は、昭和56年6月1日から施行する。
2. この細則の施行日から昭和56年12月31日までに申込まれた工事については、従前の例による。

附 則

1. この細則は、昭和60年7月1日から施行する。
2. 本条第4条第2については、昭和60年7月1日より工事を施行するものから適用する。

附 則

1. この細則は、昭和61年4月1日から施行する。
2. この細則の施行の日の前日までに申込まれた工事及び修繕については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年8月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年6月22日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31（令和元）年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年5月1日から施行する。

別表第1
本市が指定する給水装置材料

| 分類 | 品 目 | 規 格 名 称 | 規 格 番 号 | 呼 び 径 | 備 考 |
|--------|----------|---|------------------------|------------|---|
| 直管類 | 鉄 鋼 管 | 水道用ダクタイル鋳鉄管 | JWWA G113 (耐震継手含む) | 75~300 | JWWA G112 に定めるエポキシ樹脂粉体塗装を施したもの。 または、 JWWA A113 に定めるモルタルライニングを施したもの。 |
| | | 水道用GX形ダクタイル鋳鉄管 | JWWA G120 (耐震継手) | 75~300 | |
| | ポリエチレン管 | 水道用ポリエチレン二層管(1種) | JIS K6762 | 25, 40, 50 | |
| 異形管類 | 鉄 鋼 管 用 | 水道用ダクタイル鋳鉄異形管 | JWWA G114 (耐震継手含む) | 75~300 | JWWA G112 に定めるエポキシ樹脂粉体塗装を施したもの。 50~300 |
| | | 水道用GX形ダクタイル鋳鉄異形管 | JWWA G121 | 75~250 | |
| | メータ用 | 給水装置材料購入共通仕様書による。 | | 50~300 | |
| | ポリエチレン管 | 水道用ポリエチレン管金属継手 | JWWA B116 又は 本市承認基準 | 25, 40, 50 | |
| 弁・栓類 | サドル付分水栓 | 水道用サドル付分水栓 | JWWA B117 又は 本市承認基準 | 25, 40, 50 | |
| | 分水栓 | 給水装置材料購入共通仕様書による。 | | 25 | |
| | 止水栓 | | | 13~50 | |
| | 割T字管 | 大阪市水道局調達用配管材料仕様書による。 | | 75~300 | |
| | 制水弁 | | | 75~300 | |
| 可撓継手類 | 伸縮継手 | 給水装置材料購入共通仕様書による。 | | 13~50 | |
| | フレキシブル継手 | | | 13~40 | |
| その他 | その他 | 給水装置材料購入共通仕様書及び 大阪市水道局調達用配管材料仕様書による。 | | | |
| 修繕用継手類 | 鉛 管 用 | 給水装置材料購入共通仕様書による。 | | 10~50 | |
| | 銅 管 用 | | | 13~25 | |
| | ビニル管用 | | | 13~75 | |
| | 鉄 鋼 管 用 | 大阪市水道局調達用配管材料仕様書による。 | | 75~300 | |

別表第2
メータ取付標準表

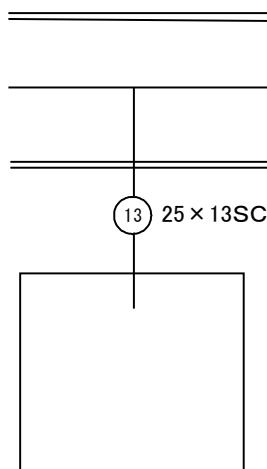
| 口径 (mm) | 種別(型式) | 適正使用 流量範囲 (m ³ /h) | 瞬間最大流量 (m ³ /h) | 標準使用 水量範囲 (m ³ /月) |
|------------|-----------------------|-------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 13 | 接線流羽根車式 | 0.04~1.0 | 2.0 | ~200 |
| 25 | 〃 | 0.1~2.0 | 4.0 | ~400 |
| 40 | 軸流羽根車式 (たて型ウォルトマン) | 0.2~8.0 | 16.0 | 200~1,600 |
| 50 | 軸流羽根車式(統一型) | 0.2~20.0 | 30.0 | 200~4,000 |
| 75 | 軸流羽根車式(統一型) | 0.4~40.0 | 80.0 | 1,600~8,400 |
| 100 | 軸流羽根車式(統一型) | 0.6~60.0 | 120.0 | 2,500~12,000 |
| 150 | 電磁式水道メータ | 6.0~180.0 | 360.0 | 8,000~70,000 |
| 200 | 電磁式水道メータ | 20.0~300.0 | 600.0 | 15,000~110,000 |
| 250 | 電磁式水道メータ | 40.0~425.0 | 850.0 | 20,000~140,000 |
| 300 | 電磁式水道メータ | 50.0~550.0 | 1,100.0 | 25,000~180,000 |

別図 第 1
止水栓又は制水弁の設置位置

1. 単独装置の場合

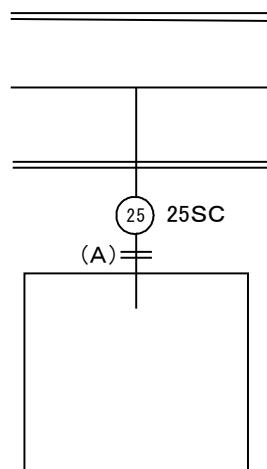
(1) 給水管口径 25mm の場合

メータ口径 13mm

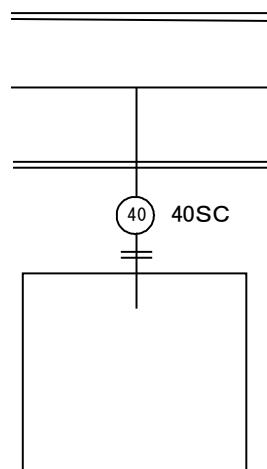


(2) 給水管口径 40mm の場合

メータ口径 25mm

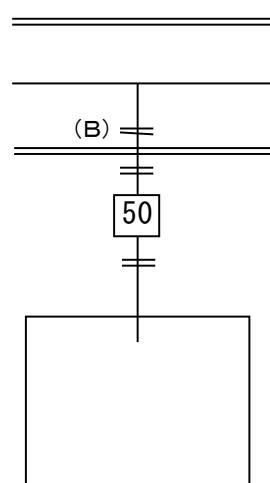


メータ口径 40mm



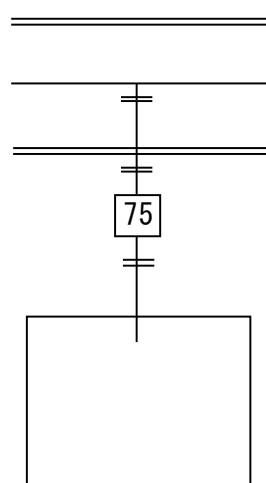
(3) 給水管口径 50mm の場合

メータ口径 50mm



(4) 給水管口径 75mm 以上の場合

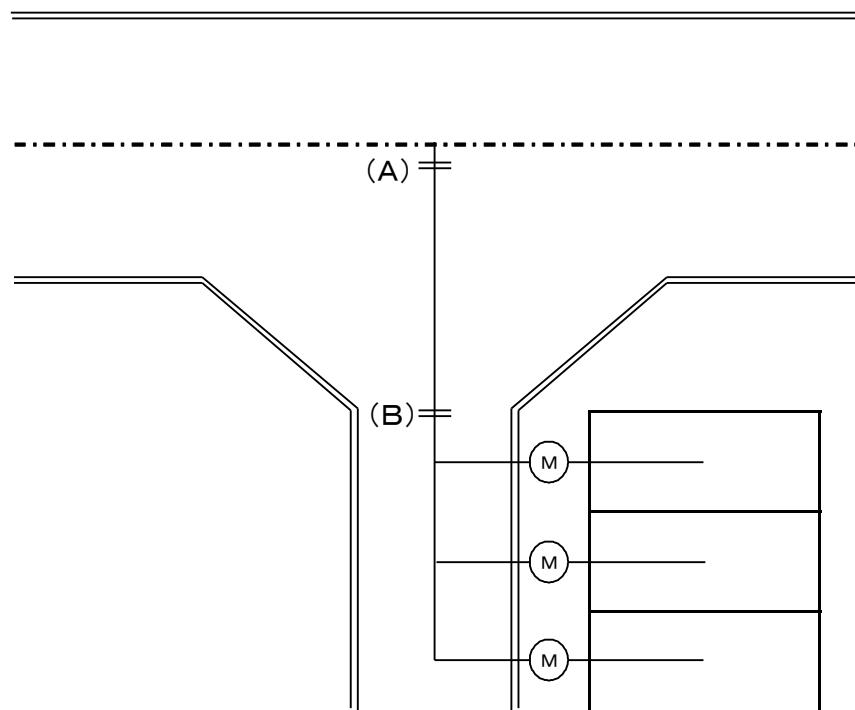
メータ口径 75mm 以上



(注) (1) 給水管口径 25mm の場合、(A) の位置の止水栓については、3 階建て専用住宅及びメータの取替上必要なければ省略することができる。

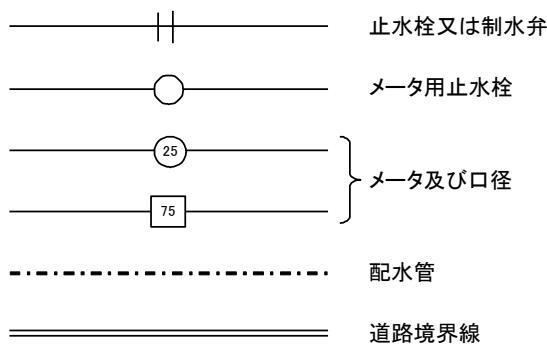
(3) 給水管口径 50mm の場合、メータ設置位置が給水管分岐から直線上にあり、官民境界より概ね 1m 以内にメータ設置する場合は (B) の位置の止水栓を省略することができる。

2. 連帯装置の場合



- (注) 1 給水管口径 40mm、50mm のときは (B) の位置に止水栓を設置する。なお、給水管口径が 25mm 以下の場合は、省略することができる。
- 2 給水管口径 75mm 以上のときは、(A) の位置に制水弁を設置する。ただし、(A) の位置に設置できないときは、(B) に設置することができる。
- 3 メータ付近の止水栓又は制水弁の設置位置は、単独装置の場合と同様とする。

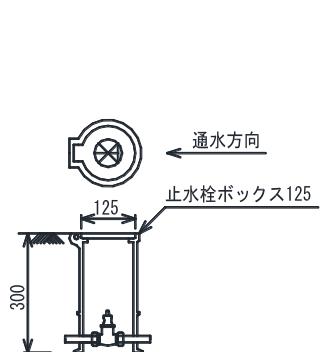
凡 例



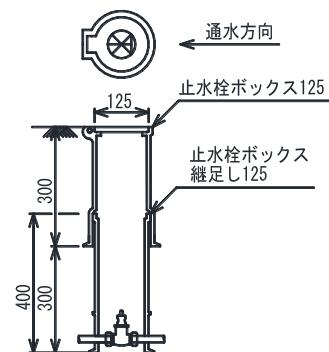
1. 止水栓

(1) 口径 25mm 以下

(ア) 宅地内

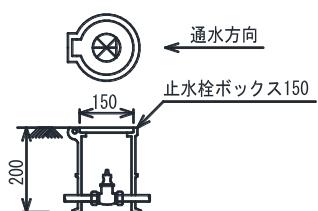


(イ) 道路部分

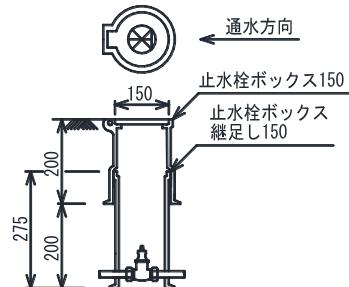


(2) 口径 30mm 以上

(ア) 宅地内

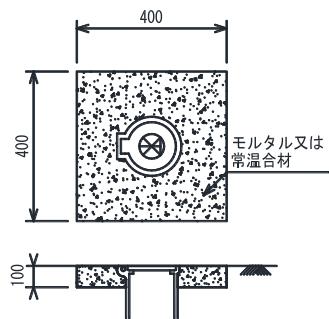


(イ) 道路部分



(注) 1. 道路部分については止水栓の深さにより継足しを増加する。

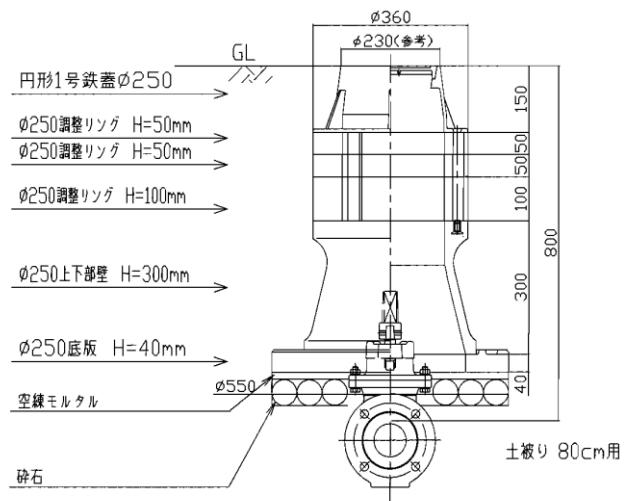
2. 砂利道路に止水栓ボックスを設置するときは次のボックス保護を行なう。



2 制水弁室

断面図

φ75

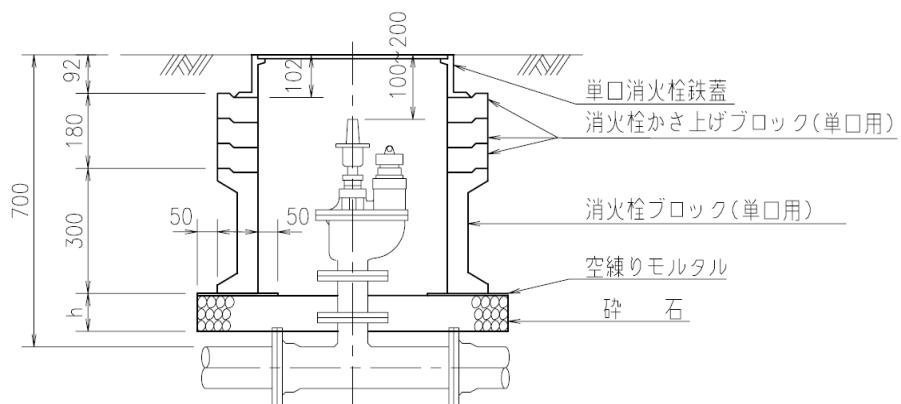


※口径 100mm 以上の標準図については、土木工事共通仕様書・標準図集を参照のこと。

- (注) 1. 制水弁本体と弁栓室用ボックスは、接触してはならない。
- 2. 碎石は敷き均し後、十分に軽圧すること。
- 3. 碎石については、厚さ20cmを基本とするが、本管に接触しないよう調整すること。
- 4. 調整リングは、路面切下げ等に対応するため必ず使用すること。
- 5. 土被りに合わせて、調整リングを適宜使用し高さ調整すること。

3 消火栓室標準図

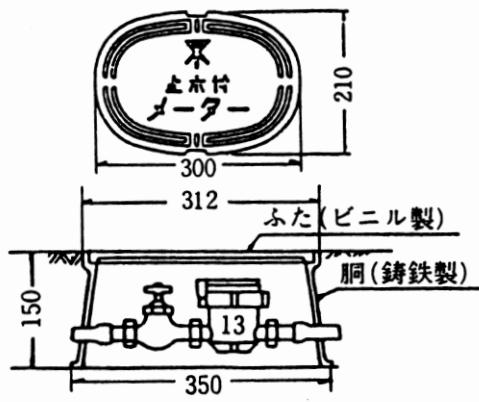
管軸側



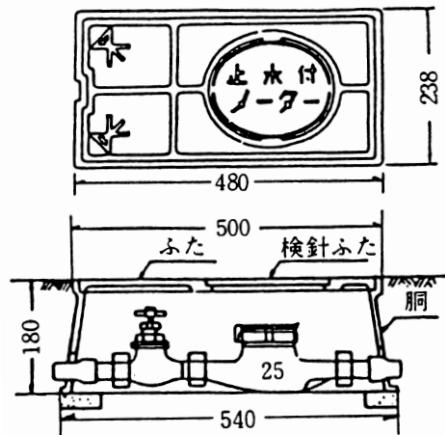
(注) 碎石については、厚さ20cmを基本とするが、本管に接触しないよう調整のこと。

4. メータ

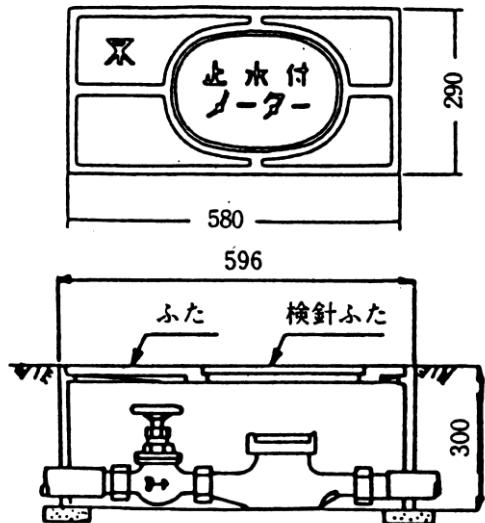
(1) 口径 13mm (メータ用止水栓使用)
メータボックス MS-1 使用



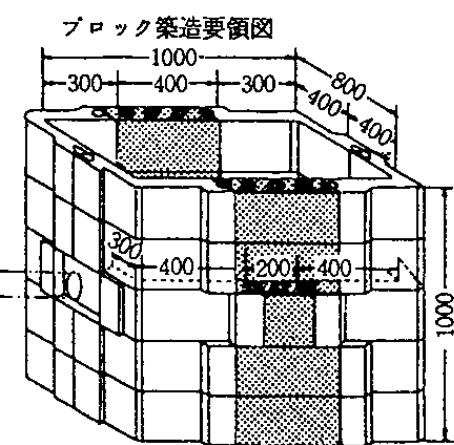
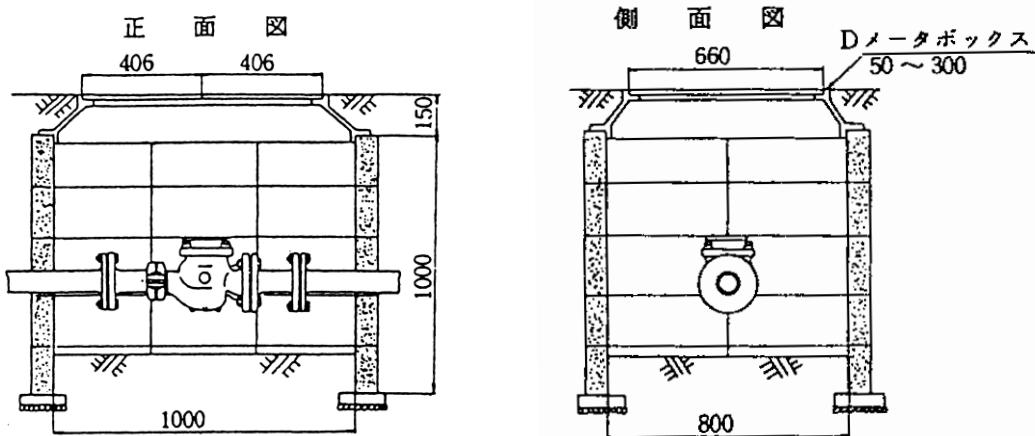
(2) 口径 25mm (メータ用止水栓使用)
メータボックス MS-2 使用



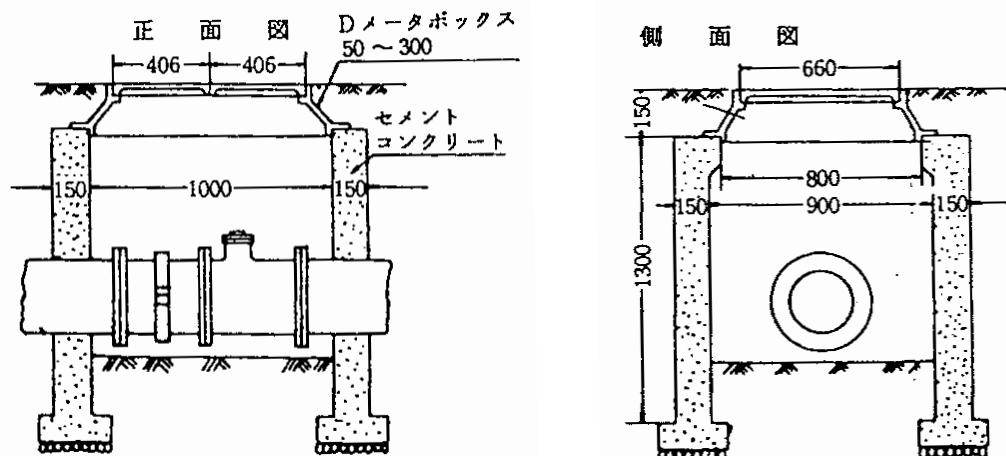
(3) 口径 40mm (メータ用止水栓使用)
メータボックス MS-3 使用



(4) 口径 50~250mm



(5) 口径 300mm



| 室築造材料 | 数量 |
|----------------|----|
| メータ室コンクリートブロック | 20 |
| 空洞コンクリートブロック | 9 |

1. ブロックはモルタル積みとする。
2. 強度上必要な場合は9φ鉄筋を使用すること。
3. は市販の空洞コンクリートブロック(190×390×100)及び半裁したものと示す。

- 別表第3 設計費の労力算出歩数（別冊）
別表第4 設計従事職員の賃金（別冊）
別表第6 給水装置工事労力費算出歩数1（別冊）
別表第7 給水装置工事労力費算出歩数2（別冊）
別表第8 労力費（別冊）
別表第12 給水装置修繕料算出表（別冊）
別表第13 断水費等徴収単価表（別冊）

給水装置の構造、工事材料及び工事費の 算出方法等に関する規定の細目（別冊）

掲載表一覧

- 別表第 3 設計費の労力算出歩数
- 別表第 4 設計従事職員の賃金
- 別表第 5 削除
- 別表第 6 給水装置工事労力費算出歩数 1
- 別表第 7 給水装置工事労力費算出歩数 2
- 別表第 8 労力費
- 別表第 9 削除
- 別表第 11 削除
- 別表第 12 給水装置修繕料算出表
- 別表第 13 断水費等徴収単価表

令和 7 年 5 月

大阪市水道局

別表第3 設計費の労力算出歩数

| 種類 | 宅地内の簡易な設計 | | | 道路工事を伴う設計 | | |
|------------------------------------|-----------|-----------------|----------|-----------|-----------------|-------------|
| | 項 | 単位 | 歩数 | 項 | 単位 | 歩数 |
| 給水装置工事設計費 図面作成、労力費、 材料費の算出含む | 1 | 40m以下 1件につき | 0.2 人 | 2 | 40m以下 1件につき | 0.5 人 |
| | 3 | 75m以下 1件につき | 0.4 | 4 | 75m以下 1件につき | 0.9 |
| | 5 | 150m以下 1件につき | 0.5 | 6 | 150m以下 1件につき | 1.1 |
| | 7 | 200m以上 1件につき | 0.6 | 8 | 200m以上 1件につき | 1.5 又は実費 |

注1. 宅地内の簡易な設計とは、道路部分を含まないメータ前後の簡易な設計をいう。

2. 8項については、道路工事埋設調整が必要ないものについては歩数1.5人を適用し、道路工事埋設調整の必要があるものについては、設計業務委託受注者へ業務委託し、その実費を徴収する。

別表第4 設計従事職員の賃金

| 区分 | 単位 | 単価 | | 備考 |
|----|----|--------|--------|----|
| | | R6.5.1 | R7.5.1 | |
| 設計 | 人 | 43,910 | 45,860 | |

別表第6 給水装置工事労力費算出歩数1

| 項 | 種類 | 基本率 | | 増加率 | |
|---|----|-----|----|-----|----|
| | | 単位 | 歩数 | 単位 | 歩数 |

配管工

| | | | | | |
|----|---|---------------------|----------|-------------|-----------|
| 1 | 取出し労力費 (取付せん孔・継手工含む) | 25m m 1カ所につき | 0.6 人 | 1カ所 増す毎に | 0.35 人 |
| 2 | 取出し労力費 (取付せん孔・継手工含む) | 40m m 1カ所につき | 0.8 | 1カ所 増す毎に | 0.45 |
| 3 | 取出し労力費〔割T字管〕 (取付・せん孔・継手工・ コア取付含む) | 〃 | 1.5 | — | — |
| 4 | 分水栓取付せん孔費 | 1カ所につき | 0.4 | 1カ所 増す毎に | 0.25 |
| 5 | 分水栓撤去費 | 〃 | 0.2 | 〃 | 0.1 |
| 6 | 割T字管取付せん孔費 (コア取付含む) | 75m m 以下 1カ所につき | 0.8 | — | — |
| 7 | 割T字管取付せん孔費 (コア取付含む) | 150m m 以下 1カ所につき | 1.3 | — | — |
| 8 | 鉛管、銅管及び鋼管継手労力費 | 25m m 以下 1カ所につき | 0.4 | 1カ所 増す毎に | 0.1 |
| | | 50m m 以下 1カ所につき | 0.8 | 〃 | 0.2 |
| 9 | ビニル管継手労力費 | 25m m 以下 1カ所につき | 0.2 人 | 1カ所 増す毎に | 0.1 人 |
| | | 50m m 以下 1カ所につき | 0.4 | 〃 | 0.2 |
| | | 75m m 以下 1カ所につき | 0.8 | 〃 | 0.3 |
| 10 | メカニカル継手、タイトン継手 及び石綿セメント管鉄継手 労力費 | 125m m 以下 1カ所につき | 1.1 | 〃 | 0.3 |
| | | 200m m 以下 1カ所につき | 1.3 | 〃 | 0.4 |
| | | 250m m 以上 1カ所につき | 1.7 | 〃 | 0.5 |

| | | | | | |
|----|---------------------------|--------------------|-----|--|---|
| 11 | 各種鋳鉄管類及び 石綿セメント管切断労力費 | 125mm 以下 1カ所につき | 0.4 | | — |
| | | 200mm 以下 1カ所につき | 0.6 | | — |
| | | 250mm 以上 1カ所につき | 0.8 | | — |
| 12 | 水栓柱取付労力費 | 1本につき | 0.1 | | — |
| 13 | フランジ取付労力費 | 1カ所につき | 0.3 | | — |
| 14 | 仕切弁取付労力費 (短管1号・2号取付含む) | 150mm 以下 1カ所につき | 0.8 | | — |
| | | 200mm 以上 1カ所につき | 1.0 | | — |
| 15 | 消火栓取付労力費 | 1カ所につき | 0.5 | | — |
| 16 | 消火栓室設置労力費 | 〃 | 0.3 | | — |
| 17 | 制水弁室設置労力費 | 150mm 以下 1カ所につき | 0.3 | | — |
| | | 200mm 以上 1カ所につき | 0.7 | | — |
| 18 | メータ室設置労力費 | 250mm 以下 1カ所につき | 3.0 | | — |

土工

| | | | | | | | |
|----|----------|---------|-------------------------|-------|----------|-------|--|
| 19 | 掘削埋戻し労力費 | 分水栓取付 | 1 カ所につき | 0.5 人 | 1 カ所増す毎に | 0.3 人 | |
| 20 | | 分水栓撤去 | 〃 | 0.5 | 〃 | 0.3 | |
| 21 | | 割T字管取付 | 75m m 以下 1 カ所につき | 3.0 | | — | |
| | | | 150m m 以下 1 カ所につき | 5.0 | | — | |
| 22 | | 各種給水管埋設 | 25m m 以下 延長 1 m につき | 0.4 | 1 m 増す毎に | 0.2 | |
| | | | 50m m 以下 延長 1 m につき | 0.8 | 〃 | 0.3 | |
| | | | 125m m 以下 延長 1 m につき | 4.0 | 〃 | 0.8 | |
| | | | 200m m 以下 延長 1 m につき | 6.5 | 〃 | 1.0 | |
| | | | 250m m 以上 延長 1 m につき | 8.0 | 〃 | 1.2 | |

注 1. 配水管（旧配水細管含む）からビニル管で取出す場合の配管工は、1～3項を適用する。

2. 8～10項の各種継手を同時に施工する場合は最大口径の継手1カ所に基本率、他の継手には増加率を適用して計算する。ただし、同口径で項目の異なった継手を施工した場合は歩数の大きい方を適用する。

3. 22項の掘削埋戻し労力費（各種給水管埋設）の各口径管を同時に施工する場合は最大口径管の延長1mに基本率、他の延長には増加率を適用して計算する。なお、延長1m未満の端数は、それぞれ単位ごとに切上げる。

4. 本表に記載されていない工事労力費の算出については、その都度局長が定める。

別表第7 給水装置工事労力費算出歩数2

| 工事の種類 | 歩数 |
|----------------------------|--|
| 舗装道路掘削 | 1m2につき 土工1.5人 1m2未満の端数は切上げ 1m2を超えるものは小数第1位四捨五入 |
| 舗装道路切断 | 切断延長1mにつき 土工1.0人 1m未満の端数は切上げ 1mを超えるものは小数第1位四捨五入 |
| 給水管の防食・防寒被覆 | 延長1mにつき 配管工0.2人 1m未満の端数は切上げ 1mを超えるものは小数第1位四捨五入 |
| わき水、その他のための矢板工 (水替作業含む) | 延長(片側) 1mにつき 土工1.5人 1m未満の端数は切上げ 1mを超えるものは小数第1位四捨五入 |
| 各種工作物の基礎取りこわし | 1m3につき 土工5.0人 1m3未満の端数は切上げ 1m3を超えるものは小数第1位四捨五入 |
| 各種工作物の基礎せん孔 | 0.1m3につき 土工1.0人 0.1m3未満の端数は切上げ 0.1m3を超えるものは小数第2位四捨五入 |
| 土砂入替工(残土処分を含む) | 1.0m3につき 土工0.4人 1.0m3未満の端数は切上げ |
| セメントモルタル塗復旧 | 別表第12により算出する 1m2を超えるものは小数第1位四捨五入 |
| 給水管凍結 | 別表第12により算出する |

- 注1. 公道、私道以外の道路又は敷地内の舗装を掘削する場合は舗装道路掘削に準じて徴収する。
 2. 指定給水装置工事事業者が道路仮復旧又は砂利復旧を行った場合は、復旧を確認するため、
 　1カ所につき、配管工0.1人分の費用を徴収する。
 3. 本表に記載されない特別な工事の労力歩数は、その都度局長が決定する。

別表第8 労力費

| 職種 | 単位 | 単価 | | |
|-----|----|--------|--------|--------|
| | | R6.5.1 | R7.5.1 | 備考 |
| 配管工 | 昼間 | 人 | 26,000 | 28,290 |
| | 夜間 | 〃 | 39,000 | 42,430 |
| 土工 | 昼間 | 〃 | 21,800 | 23,300 |
| | 夜間 | 〃 | 32,700 | 34,950 |

注 この単価は、消費税及び地方消費税相当額は含まれていません。

別表第12 給水装置修繕料算出表

令和7.5.1施行

| 項 | 種類 | 口径 | 単位 | 給水装置修繕単価[円] | |
|---|-----------------|------------------|--------|-------------|--------|
| | | | | 昼間 | 夜間 |
| 1 | 給水栓取替工(各種) | 25mm以下 | 1箇所につき | 1,174 | 1,760 |
| (1)給水栓を取外し、新たに継足ソケットを使用した場合、プラグ止めをした場合、給水栓の上部を取替えた場合もこの項を適用する。 (2)立水栓および水栓柱と同時にユニオンナットを取替えた場合、または既設の給水栓を水栓柱に取替えた場合は、給水栓取替工(各種)の他に、7項～9項[給水管加修工]0.5m分を別途徴収する。 (3)取替えの際のユニオンパッキン取替えは無料。 (4)水栓柱取替えに際し掘削したものは、18項～22項[掘削工]も別途徴収する。 (5)他の修繕項目と同一修繕箇所内で取替えた場合は徴収しない。(立水栓・水栓柱は除く) (6)水栓柱と給水栓を同一修繕箇所内で取替えた場合は1箇所分のみ徴収する。 | | | | | |
| 2 | 止水栓取替工 | 25mm以下 | 1箇所につき | 1,697 | 2,545 |
| 3 | " | 30mm以上 50mm以下 | 1箇所につき | 3,536 | 5,303 |
| (1)給水管の継手を伴う場合は、7項～9項[給水管加修工]0.5m分を別途徴収する。 (2)新たに止水栓を設置した場合もこの項を適用する。 (3)次の場合は修繕料は徴収しない。 ア. 口径40mm以下の機能不良による止水栓の取替修繕でメータ外部に設置してあるもの。 イ. ユニオンパッキンの取替え。 ワ. 給水管加修工と同一箇所で同時に施工した場合。 | | | | | |
| 4 | コマ・パッキン類取替工(各種) | 25mm以下 | 1箇所につき | 1,131 | 1,697 |
| 5 | " | 30mm以上 50mm以下 | 1箇所につき | 2,961 | 4,442 |
| (1)取替えに必要な材料費(止水栓コマ、ユニオンパッキン等)は無料。 (2)コマパッキンの取替えを含む。 (3)取替えに必要なユニオンパッキン(分水栓、止水栓、アングル止水栓、ハンド止水栓、水栓柱、メータ、ビニル管用接合ユニオン等のユニオンパッキン等)は無料とする。 (4)止水栓上部の取替えをした場合もこの項を適用する。 (5)フレキシブル継手及びフレキシブル管を単体で取替えをした場合もこの項を適用する。 | | | | | |
| 6 | " | 75mm以上 | 1箇所につき | 14,145 | 21,215 |
| (1)取替えに要する材料費(グランドパッキン・ボルト・法兰ジパッキン等)を別途徴収するが、28項[ボルト・法兰ジ・パッキン類取替工(各種)]は徴収しない。 | | | | | |
| 7 | 給水管加修工 | 25mm以下 | 1mにつき | 2,845 | 4,268 |
| 8 | " | 30mm以上 50mm以下 | 1mにつき | 4,085 | 6,126 |
| 9 | " | 75mm | 1mにつき | 5,409 | 8,112 |
| (1)給水管加修工はビニル管、鉛管、鋼管、銅管を修繕した場合に適用する。 (2)直管の使用延長を口径別に合算した合計延長を次のとおり端数処理を行う。 ア. 0.5m以下は0.5mに切上げる。 イ. 0.5mを超える場合は小数第2位を切上げ、小数第1位まで計上する。 ワ. 2.5mを超えるものは、2.5mに切捨てる。(材料費は使用延長分を徴収する) エ. 項が異なる口径を同時に修繕した場合、合計延長が0.5m以下の場合は口径の大きい項を適用し、合計延長が0.5mを超える場合はそれぞれの項に実数(小数第1位まで)を乗じる。 合計延長が2.5mを超える場合は口径の大きい項の実数(小数第1位まで)から計上する。 ただし、合計延長が2.5mを超える場合で、口径の大きい項の延長が0.5m以下のときは、この項を0.5mに切上げ、他の項から切上げ延長の差分を差し引きする。 (計上例)直管をそれぞれ、25mm×2.3m、40mm×0.4m使用し、修繕を行った。 ⇒合計延長:2.3m+0.4m=2.7m ⇒計上数量:8項を0.4m→0.5m(切上げ)と7項を2.3m-(0.5m-0.4m:差引分)=2.2m | | | | | |
| (3)直管を使用しないで修繕した場合は、修繕箇所1箇所につき0.5mとする。 (4)法兰ジ(50mm以下)接合含む。 (5)取替えに必要な材料費(法兰ジパッキン、ボルトナット等)を別途徴収するが、28項[ボルト・法兰ジ・パッキン類取替工(各種)]は徴収しない。 (6)ビニル管用鉄管継手、鋼管継手(ネジ接合、法兰ジ接合)及び鉄管の修繕については10項～12項[給水管継手工(各種)]を適用する。 (7)フレキシブル継手及びフレキシブル管の延長は計上しない。 | | | | | |

別表第12 給水装置修繕料算出表

令和7.5.1施行

| 項 | 種類 | 口径 | 単位 | 給水装置修繕単価[円] | |
|---|-----------------|--------------------|---------------------|-------------|--------|
| | | | | 昼間 | 夜間 |
| 10 | 給水管継手工(各種) | 125mm以下 | 1箇所につき | 13,471 | 20,205 |
| 11 | " | 150mm以上 200mm以下 | 1箇所につき | 18,252 | 27,375 |
| 12 | " | 250mm以上 | 1箇所につき | 25,718 | 38,573 |
| <p>(1)給水管継手工(各種)とは、鋳鉄管の継手(メカニカル接合、タイトン接合、法兰接合)、 ビニル管用鋳鉄継手及び鋼管継手(ネジ接合、法兰接合)をいう。</p> <p>(2)ビニル管用鋳鉄継手、割継ぎ輪、漏水防止金具の継手数は1箇所とする。</p> <p>(3)継ぎ輪の継手数は2箇所とする。</p> <p>(4)取替えに必要な材料費(法兰ジパッキン、ゴム輪、ボルトナット等)を別途徴収するが、 28項[ボルト・法兰ジ・パッキン類取替工(各種)]は徴収しない。</p> <p>(5)各種給水管の継手部締直しについてもこの項を適用する。</p> | | | | | |
| 13 | 鋳鉄管切断工 | 125mm以下 | 1箇所につき | 11,316 | 16,972 |
| 14 | " | 150mm以上 200mm以下 | 1箇所につき | 16,974 | 25,458 |
| 15 | " | 250mm以上 | 1箇所につき | 22,632 | 33,944 |
| <p>(1)T字管の撤去等、撤去管引揚げのための管切断は計上しない。</p> | | | | | |
| 16 | ボックス類取替工(各種) | 各種 | 1箇所につき | 1,414 | 2,121 |
| <p>(1)メータの一次側に設置している止水栓ボックス、制水弁ボックス(※代替品がある場合のみ)は無料とする。(給水装置関係規定集 第5章の「給水装置の無料修繕範囲」についての細目)を参照のこと。)</p> <p>(2)給水管加修工と同一箇所で同時に施工した場合の止水栓(50mm以下)ボックスの設置ではこの項は計上しない。</p> <p>(3)蓋のみの取替時もこの項を適用する。</p> | | | | | |
| 17 | メータ・消火栓・制水弁室補修工 | 各種 | 1箇所につき | 14,145 | 21,215 |
| <p>(1)メータ室コンクリートブロック、制水弁室コンクリートブロック、消火栓室コンクリートブロック等の積直し、補修等に適用する。</p> | | | | | |
| 18 | 掘削工 | 25mm以下 | 1mにつき | 3,529 | 5,294 |
| 19 | " | 30mm以上 50mm以下 | 1mにつき | 5,592 | 8,388 |
| 20 | " | 75mm以上 125mm以下 | 1mにつき | 18,640 | 27,960 |
| 21 | " | 150mm以上 200mm以下 | 1mにつき | 25,630 | 38,445 |
| 22 | " | 250mm以上 | 1mにつき | 32,620 | 48,930 |
| <p>(1)加修に伴う掘削延長で計上し、調査掘削では計上しない。 ただし、口径25mm以下において、止水栓、水栓柱、各種ボックス類の取替え、又は給水管継手工だけで給水管取替を行わない場合は0.5m分を計上する。</p> <p>(2)口径の異なる給水管を同時に修繕した場合は大きい方の口径を適用する。</p> <p>(3)端数処理について 18項…0.5m以下は0.5mに切上げる。 0.5mを超える1.0mまでは1.0mに切上げる。 1.0mを超える場合、0.1m未満の端数は0.1m単位に切上げて計上する。</p> | | | | | |
| <p>19項～22項…1.0m以下は1.0mに切上げる。 1.0mを超える場合、0.1m未満の端数は0.1m単位に切上げて計上する。</p> <p>(4)修繕工事申込み1件に対し、複数箇所を掘削した場合は掘削延長を合計し、上記の端数処理を行う。</p> <p>(5)壁等の簡易な取りこわし(床板、たたみ、板張り等の取外しは除く)もこの項を適用する。</p> <p>(6)その他、掘削延長の取扱いについては、給水装置関係規定集 第5章の「給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目別表第12「給水装置修繕料算定表」の解説について」を参照すること。</p> | | | | | |
| 23 | モルタル工 | 厚さ3cm | 1m ² につき | 2,574 | 3,600 |
| <p>(1)0.1m²未満の端数は切上げる。 (2)材料費を含む。</p> | | | | | |

別表第12 給水装置修繕料算出表

令和7.5.1施行

| 項 | 種類 | 口径 | 単位 | 給水装置修繕単価[円] | |
|---|----------------------|---------|--------|-------------|---------|
| | | | | 昼間 | 夜間 |
| 24 | 分水栓取替工 | 25mm以下 | 1箇所につき | 9,335 | 14,001 |
| (1)給水管の継手を伴う場合は、7項～9項[給水管加修工]0.5m分も別途徴収する。 (2)取替えに伴うパッキン取替えは無料。 (3)分水栓止め、サドル付分水栓の取替えもこの項を適用する。 | | | | | |
| 25 | 仕切弁取替工(分解加修) | 150mm以下 | 1箇所につき | 42,435 | 63,645 |
| 26 | " | 200mm以上 | 1箇所につき | 70,725 | 106,075 |
| 27 | 仕切弁・消火栓キャップ及び継足キー取替工 | 各種 | 1箇所につき | 4,243 | 6,364 |
| (1)取替えに必要な材料費(グランドパッキン・ボルト・法兰ジパッキン等)を別途徴収するが、 28項[ボルト・法兰ジ・パッキン類取替工(各種)]は徴収しない。 | | | | | |
| 28 | ボルト・法兰ジ・パッキン類取替工(各種) | 50mm以上 | 1箇所につき | 6,223 | 9,334 |
| (1)メータ取替え(既設開栓、故障及び検満取替)の場合は、材料費、取替料とも徴収しない。 | | | | | |
| 29 | 給水管凍結工 | 50mm以下 | 1箇所につき | 29,454 | 38,928 |
| 30 | " | 75mm以上 | 1箇所につき | 60,178 | 72,762 |
| (1)凍結工の箇所数は給水管断水のための凍結液注入を行った箇所数をいう。 (2)凍結箱設置のため掘削した場合は、18項～22項[掘削工]を別途計上する。 なお、修繕箇所と同一掘削内で作業した場合は計上しない。 (3)材料費含む。 | | | | | |
| 31 | 断水作業 | 350mm以下 | 1回につき | 84,870 | 127,290 |
| (1)修繕に伴い配水管を断水した場合に適用する。 (2)断水後の洗浄排水費用を含む。 | | | | | |
| 32 | 割T字管取付工 | 75mm以下 | 1箇所につき | 22,632 | 33,944 |
| 33 | " | 150mm以下 | 1箇所につき | 36,777 | 55,159 |
| (1)割T字管取替もこの項を適用する。 (2)防食コア取付工(材工共)を含む。 | | | | | |
| 34 | — | — | — | — | — |
| 35 | 給水管の簡易な補修(鉛管・銅管) | 25mm以下 | 1箇所につき | 無料 | 無料 |
| (1)ピンホールの補修で、鉛管または銅管にできた穴(針の小穴程度)を、ろう接材修繕したもの。 | | | | | |

別表第12 給水装置修繕料算出表

令和7.5.1施行

| 項 | 種類 | 口径 | 単位 | 給水装置修繕単価[円] | |
|----|-------|------|-------|-------------|--------|
| | | | | 上水道 | 工業用水道 |
| 36 | 漏水補償費 | 13mm | 漏水1時間 | 561 | 164 |
| | | | 漏水2時間 | 982 | 287 |
| | | | 漏水3時間 | 1,403 | 410 |
| 37 | " | 20mm | 漏水1時間 | 1,403 | 410 |
| | | | 漏水2時間 | 2,666 | 779 |
| | | | 漏水3時間 | 3,928 | 1,148 |
| 38 | " | 25mm | 漏水1時間 | 2,385 | 697 |
| | | | 漏水2時間 | 4,630 | 1,353 |
| | | | 漏水3時間 | 7,016 | 2,050 |
| 39 | " | 40mm | 漏水1時間 | 7,717 | 2,255 |
| | | | 漏水2時間 | 15,435 | 4,510 |
| | | | 漏水3時間 | 23,152 | 6,765 |
| 40 | " | 50mm | 漏水1時間 | 13,611 | 3,977 |
| | | | 漏水2時間 | 27,222 | 7,954 |
| | | | 漏水3時間 | 40,833 | 11,931 |

- (1)漏水補償費は、宅地内メータの一次側において、第三者(解体工事業者等)の過失により給水装置が破損された際に適用し、漏水時間に応じた額を徴収する。
 (2)漏水補償費は、昼夜で同一単価とする。
 (3)上記によりがたい場合は、内規集「給水装置破損補償金事務処理要綱」並びに「給水装置破損補償金の算出方法及び事務処理について」を参照すること。

- 夜間単価の適用範囲は、次の日時に職員を派遣し修繕を行った場合とする。
 ただし、市の都合による場合を除く。
 (1)休日(大阪市職員就業規則の第6条に規定(下記参照))に施工したもの。
 ア、日曜日及び土曜日、
 イ、国民の日に関する法律に規定する休日、
 ウ、12月29日から翌年の1月3日までの日。ただし、前号に掲げる日を除く。
 (2)午後8時から翌朝午前9時までに施工したもの。
- メータボックス蓋の取替えに係る修繕料は材料費・間接経費を徴収する。
- 舗装道路の掘削、土砂の入替等を施工した場合は別表第7[土砂入替工]を適用する。
- 継手工を伴う各種ユニオン類の取替えは給水管加修工のみ徴収する。
 (各種ユニオン類とは、水栓ソケット、水栓エルボ、止水栓ユニオンナット、メータユニオンナット、ビニル管用接合ユニオン、鋼管接合ユニオン、ビニル管用ユニオンソケット等をいう)
- この算出表にない修繕工事を施工した場合で設定を要するものは給水課へ照会すること。

別表第13 断水費等徴収単価表

令和7.5.1施行

(1)断水費等(上水)

上段:昼間 下段:夜間

| 番号 | 工種 | 形工 | 単位 | 単価 | 備考 |
|----|--------------------------------|----|----|---------|---------------------|
| 1 | 配水管断通水工(1)350mm以下(昼) | | m | 730 | 断通水作業費用 (間接経費含む) |
| 2 | 配水管断通水工(1)350mm以下(夜) | | | 830 | |
| 3 | 配水管断通水工(2)350mm以下(昼) | | 回 | 154,520 | |
| 4 | 配水管断通水工(2)350mm以下(夜) | | | 190,770 | |
| 5 | 配水管断通水工(1)400mm以上(昼) | | m | 350 | |
| 6 | 配水管断通水工(1)400mm以上(夜) | | | 390 | |
| 7 | 配水管断通水工(2)400mm以上(昼) | | 回 | 190,320 | |
| 8 | 配水管断通水工(2)400mm以上(夜) | | | 227,240 | |
| 9 | 配水管切落し・口径200mm以上の分岐穿孔を含む給水装置工事 | | 式 | 実費 | ※工事費用は給水課へ照会すること |

(2)断水費等(工水)

| 番号 | 工種 | 形工 | 単位 | 単価 | 備考 |
|----|----------------------|----|----|---------|---------------------|
| 11 | 配水管断通水工(1)350mm以下(昼) | | m | 730 | 断通水作業費用 (間接経費含む) |
| 12 | 配水管断通水工(1)350mm以下(夜) | | | 830 | |
| 13 | 配水管断通水工(2)350mm以下(昼) | | 回 | 152,730 | |
| 14 | 配水管断通水工(2)350mm以下(夜) | | | 163,980 | |
| 15 | 配水管断通水工(1)400mm以上(昼) | | m | 350 | |
| 16 | 配水管断通水工(1)400mm以上(夜) | | | 390 | |
| 17 | 配水管断通水工(2)400mm以上(昼) | | 回 | 186,370 | |
| 18 | 配水管断通水工(2)400mm以上(夜) | | | 198,280 | |
| 19 | 給水施設工事 | | 式 | 実費 | ※工事費用は給水課へ照会すること |

※断水を伴う給水装置工事・給水施設工事において、本表の単価を使用して断水費用を算出し、

申込者へ請求する。

※配水管断通水工は、断水・通水・事前準備の他、これらに付帯する一切の作業を含む。

※上記単価には、洗浄排水費及び公共下水道使用料が含まれる。

※上記の断通水作業と異なる作業の場合は、給水課へ照会すること。

※断水費用の延長算出は、以下の方法による。

1. 断水を必要とする箇所を包囲する制水弁までの延長で算出する。
2. 管理図に制水弁の記載があるが現地で確認できない場合は、管理図上の制水弁位置で算出する。
3. 操作制水弁が故障及び動作不良等の為、断水範囲が拡大しても当該制水弁が機能するものとして算出する。
4. 断水予定範囲内に管理図上存在しない制水弁が現地に存在し、当該制水弁を操作することによって断水延長が縮小した場合は、縮小後の延長を計上する。
5. 申込者以外の給水管の延長は含まない。
6. 上記規定の範囲外で洗浄排水を行った場合、上記規定範囲外の延長は加算しない。
7. 断水回数は、断水～通水までの作業で1回とする。したがって、断水と通水を別日に行った場合でも回数は1回とする。
ただし、断水のみを行って通水しない場合であっても回数は1回とする。